

## ✳️日本労働者不足に関わる弱小企業保護と産業及び社会の安全維持を行う。

目的：日本の労働力不足に対応するため、規模の小さな企業を支援し、産業および社会の安全維持に貢献します。

企業内転勤制度を活用するにあたり、受け入れ企業がベトナム企業に出資していることが要件となります。

出資額の目安は、ベトナム法人の資本金の20～30%程度が妥当です。

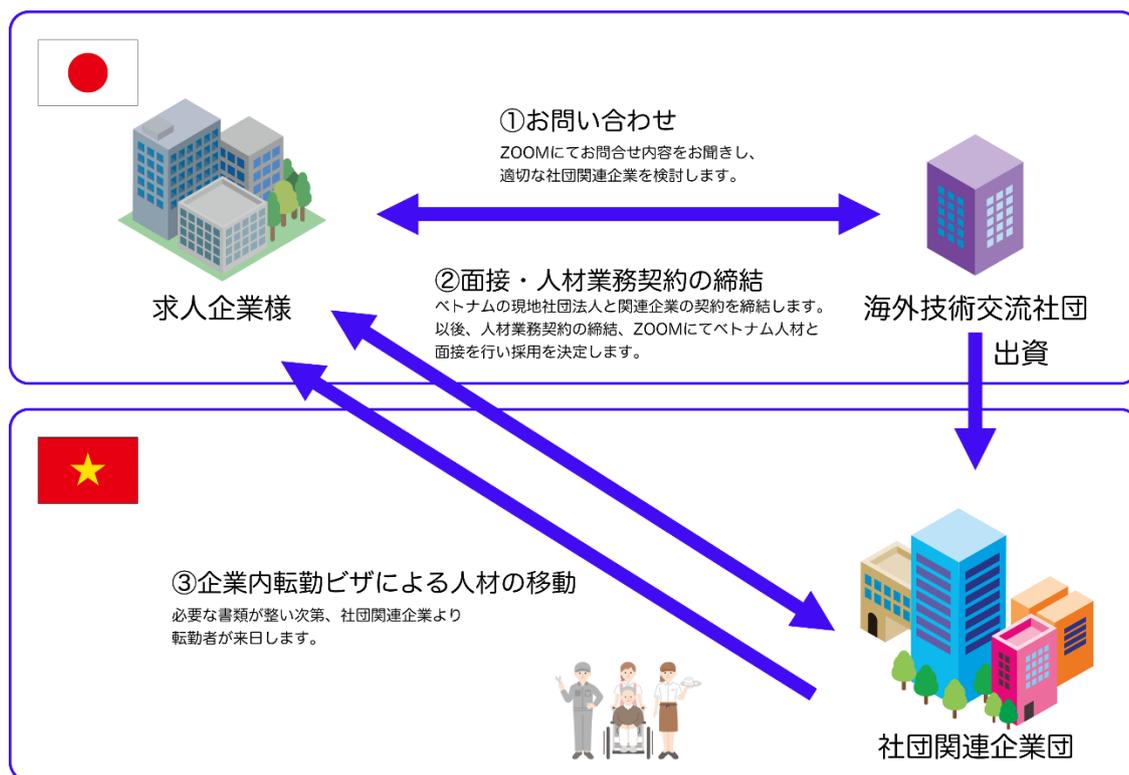
概要は下記をご参考をお願いします。

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/visa/chouki/visa2.html> 期間更新は制限なく可能です。

企業内転勤ビザは「関連会社」間の異動にも適用されます（議決権20%以上を保有していれば対象）。

企業内転勤VISAは原則、転職ができない事は日本での安定雇用非常に適しています。

- 対象人材：日本語N3以上の就労経験者や専門・短大・大学卒業者
- ビザ条件：転職不可・更新制限なし・人数制限なし・家族帯同可能



ただし、日本の受け入れ企業側から見ると「出資」という科目は馴染みにくく、実質的には「1名あたりいくら」という採用費用としての意識になります。

そのため、ベトナム企業との関連企業体制を構築するには、1名あたり50万円、4～6名分の資金が必要です。

本団体では、少人数採用を希望される日本企業様と共同で「グループ法人（資本金 200～300 万円）」を設立します（法人格は限定しません）。

各受け入れ企業様には「採用人数×50 万円」の出資をご負担いただき、総額 200～300 万円をもってグループ法人を設立し、その法人が一括して企業内転勤者を申請・採用いたします。

※ 入管法においても、グループ企業間の企業内転勤に対応する新たな制度「企業内転勤 2 号」が創設されました。本件では現行の「企業内転勤 1 号」を活用いたします。

### グループ法人設立の主旨

1. グループ企業に参加する事業者が有する技術を、ベトナム企業と共有・交流し、技術水準の相互向上を図ります。
2. グループ法人内に「海外 OJT 指導室」、ベトナム側の出資先法人内に「日本 OJT 指導室」を設置し、技術の標準化・レベルアップを推進します。
3. ベトナム進出を見据え、上記①②に必要な人材・機材の受け入れ・提供を通じて、技術・人文知識・国際業務の深化を促進します。
4. 日本での雇用が終了したベトナム人材を、ベトナム側の関連会社 OJT 室にて再教育し、就業意識の向上と成果の循環を図ります。
5. 優秀な人材が帰国後も日本で得た技術を生かせる雇用先を確保し、日本とベトナム双方の利益循環を安定的な形で実現します。
6. 日本就労を優秀に終了したベトナム人が帰国して日本で取得した業務を活かせる就労場所の開設を含み確保する事業を行います。

### 全業種の技人国 VISA の業務に効果

現在転職可能な VISA の外国人材を雇用している事業者様に対し、既存人材の一部を「転職不可の VISA」に切り替えることで、雇用の安定、経費の削減を図られることを推奨します。

#### 過去の成功事例・ケース紹介：過去の採用事例

機械加工 28 名・プラスチック再生工場 7 名・食品製造加工場 6 名・パン製造販売店舗 5 名・超音波溶着加工 8 名・養鶏場 5 名・養鰻場 4 名・電気配電盤、自動車関連工場へ技術支援員を 13 名配属など

製造工場・観光業・建設土木・その他外国人材を雇用されている全業種の事業所様へ  
現在ご採用の外国人の半分を【**転職出来ない VISA 人材**】に雇用を安定目的で  
転職対応の人事モデルにご採用をお薦めします。

注：《本、創業 note 記載の事項に必要な関係書類や進行マニュアルは社団事務部から提供します。》

導入手順：（資金的に問題のある場合はグループ採用方法も用意していますのでご安心ください）

- 手順 1：採用予定人数分（例：1 名あたり 50 万円×6 名）を貴社でご準備ください。

この資金を出資金として法人へ支払っていただくことで、法人間の関連性が成立します。

- 手順2： 社団へその資金を「スキーム運用契約金」としてお支払いいただきます。社団はその金額を貴社へ出資金でお支払いします。（この出資により社団と貴社の関連企業が確定します）。
- 手順3： 受け取った出資金から雇用費用1名50万円を社団へお支払いください。

上記の手順に従っての資金フローはご契約の目的とご契約者様の事業スタイルに応じたフローを契約までにご提示の上で合意を戴いて契約をさせて戴きます。

（※ 仲介のお立場の方にはコミッションをこの段階で社団から貴社へ支払われます）

✓ これにより、実質的な企業の負担は「1名あたり50万円」で収まります。

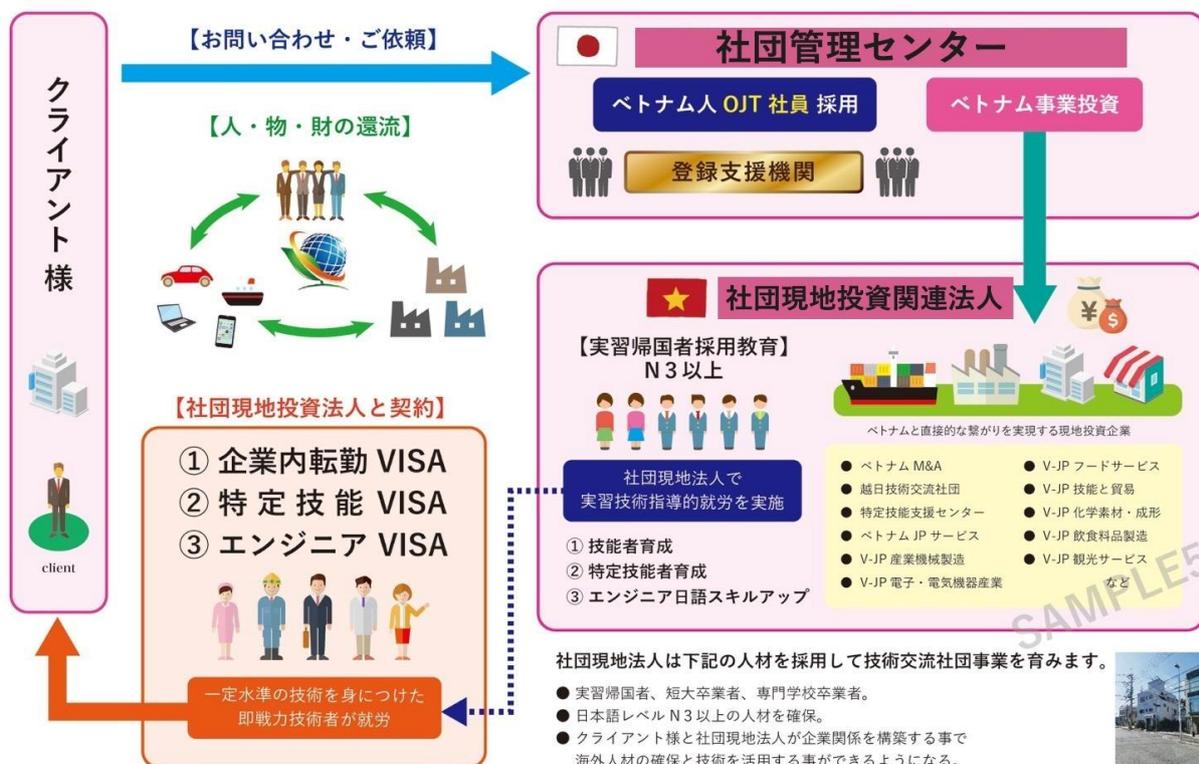
※入管法はこのグループ企業間にも対応の姿勢を企業内転勤2号も新制定を発表されています。社団が行って来た現行の企業内転勤は1号となります。

### 利益還流の流れは

- ① 日本就労終了帰国者をベトナム関連会社の OJT 指導室に受け入れて一層の就労姿勢、就労意識の高揚と共に企業内転勤者の成果が日本とベトナム両国の利益還流を安定的基盤となります。

日本就労の意識と還流 <https://freenet.vietnam-agency.com/education-business-flow/>

### 社団ビジネス&人・物・財 還流スキーム全容図



- ② 日本就労を優秀に終了したベトナム人が帰国して日本で取得した業務を活かせる就労場所の開設を含み確保する事業を行います。

この社団システムで 従来は受入企業が1社でご採用の場合の資金負担が大きく為に少人数をご採用希望の事業社様には社団の資金的負担も伴う事がありました。本書のグループ申請のスタイルで少人数のご採用企業さまにもご採用にご理解いただけたと思います。

注：《本、創業 note に必要な関係書類や進行マニュアルは社団事務部から提供します。》

## 1. 社団スキームご採用の意義と強み

- 「社会的好影響」「相互関連企業」などの表現は理念として理解できますが、
- 初めての企業さま方の】は外国人の就労 VISA を特定技能・技人国でご理解いただいて居られる事からこの二つに共通の心配は日本語が不十分、転職をご心配です。

改善策】スキームによる採用時に日本語レベルを採否基準にしますから資格は無くてもレベルは N3 以上で会話の内容をイメージできる能力を持つ人を採用出来ます。

### •費用について】

現状】は転職者が少なくない為に事業活動のロスや技術的精度に不安が生じると共に補充採用や関係する費用負担を受入企業の大きな負担に成る現状。

特定技能者採用の場合、収入場所を提供の採用企業がお金を支払って迎えに行く現状を当然に成っている実態を不自然に思わない不自然な日本社会も送り出し側の双方に共益意識が欠如した不自然な状況です。

改善策】スキームにより、少人数採用では VISA 取得の費用負担、採用来日以降に生じる非現実的な事態を防ぐ手段に転職、逃亡、事件阻止を送り出し会社と WinWin 体制を持つ事で共生システムを確立する事が出来ます。

例えば、送出し企業に就労者の身元保証を約して貰います。また、転職者（逃亡などは有っては成らない事）が有った場合は補充者受け入れ費用を無償とします。

## 2. 上述の懸念や不安に対応可能な VISA として企業内転勤 VISA をご案内します。

### ① その VISA は企業内転勤の VISA です。

〔企業内転勤の定義は：企業内転勤ビザは、海外にある会社から日本国内にある会社へ、期間を定めて転勤や出向する外国人向けに用意されている就労ビザのひとつです。〕

「企業内」とありますが、同一企業に限定されるわけではなく、議決権 20%を保有する「関連会社」への出向でも対象となります。〕と、定められています。

期間を定めてと有りますが期間終了時に帰国する意味では無く更新が制限なく可能なので永住申請まで行えます。

また転職出来ない VISA として明記は有りませんが法的に自然な規定です。

根拠は VISA の名前が企業内転勤の名称の通り、VISA の許可対象の企業を退職する事は

VISA 資格喪失しますから法的に帰国しなければ成らない裁定に成る事で転職不可です。

## ② 企業内転勤採用の対象の日本企業は

同一企業に限定されるわけではなく、議決権 20%を保有する「関連会社」への出向でも対象と定義されていますから同一企業として企業内転勤制度を活用できる資金力のある日本企業はそのままいいのですが小規模、零細企業が企業内転勤者をグループ採用で送出し企業へ「議決権 20%」の出資条件を少額に分担可能にします。

※出資対象の送出し法人を社団のベトナム関連法人がお受けいたします。

また、企業内転勤の VISA に与えられた就労条件は

この様な即戦力の人材ですから技人国 VISA 人材と併せて雇用が可能です。

- 日本就労経験者、専門学校卒、短期・大学卒業者
- 原則転職不可 採用人数制限無し 日本語レベル N3 以上
- 技人国に代わる仕事します。ビザの更新回数に制限無し
- 家族帯同可能で長期安定就労を目指して頑張ります。

.....  
その他、起業を目指される方々には経費削減と利益還流のビジネスモデルを以て自身、地域の様々な補助金申請など公的資金を活用して事業にお役立てして戴けます。

日本就労の意識と還流 <https://freenet.vietnam-agency.com/education-business-flow/>



<https://freenet.vietnam-agency.com/comprehensive-oem/>

社団 Q&A <https://www.youtube.com/watch?v=MIWCygZi7ts>

社団 Q&A [https://youtu.be/dVkg8c7sF38?si=OYP673Lv0Ppo\\_JAN](https://youtu.be/dVkg8c7sF38?si=OYP673Lv0Ppo_JAN)

コミュニティーを活かしてどなたも活動すれば 結果にお金は自然と付いて来るモデルです。

4. モデル事例・ケーススタディの提示

- ✓「過去に成功した企業の実例（業種・規模・採用数）」を載せることで、信頼性が高まります。過去の取得した 在留許可証の画像や VISA の画像などで実績をアピールするは容易ですが一覽掲示であれば 作成します。



国際 介護人材還流事業ネットワークのご案内

全国の介護ネットワーク構築の目的

ご賛同の施設様へは弊社〔介護国際業務社員〕が就労に伺います。

日本とベトナム；将来の両社会を良くしたい目標に日本介護事業様のご賛同を頂き、ベトナム介護関係の事業所と一体的と成って下記の事業活動を進めています。



- ① 日本介護就労後に帰国したベトナム人が「経験を活かして働ける」を施設の確保を進めます。
- ② 日本へ就労に行くベトナム人が故郷に残したご両親やご家族を「心配しなくても良い」ベトナムの安心環境を造る事。
- ③ 本事業関連先の「ベトナム施設」へ日本の高齢者が冬場をロングステイで健康に過ごすことに併せて、ロングステイ中の日本のお世話をベトナム人介護就労帰国者がお世話します。

経 緯

弊、一社）海外技術交流社団は 2012 年より日本及びベトナム両国社会に公益的な活動を指して「事業所の経費削減」可能なスキームを構築を続けて来ました。日本就労した人材が帰国して活かされる就労場所の構築と同時に日本に恩恵などが還流するスキームとして【全国介護事業共済ネットワーク】を日本とベトナム間で進めています。

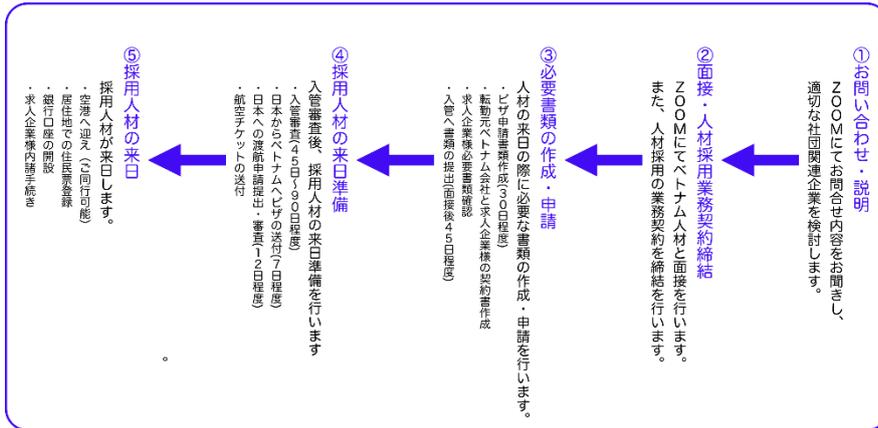
本事業主旨にご賛同戴けた日本介護事業所様に 社団介護グループの社員が就労に伺います。  
 ※ 途中退職者の補充は来日交通費だけで交代者がお伺いいたします。  
 ※ ご採用人数や費用、その他についてご遠慮なく ご相談ください。



補助金確定通知書

👉 で R2265S001050C を戴きました。

## 5. VISA 申請・認可までのスケジュール例



### 「社団(海技団)スキームの人材」採用フロー

[https://peraichi.com/landing\\_pages/view/vietnamlp](https://peraichi.com/landing_pages/view/vietnamlp)

↑このサイトを見て頂くだけで以下の手続きが進められます。  
(そのための時間もコストも格別節減できて成約、収益がUPします)

①日本就労希望者WEB公開より、企業様に自由閲覧 **人材リストお引き出し**

↓☺️「相談・説明」「募集票の受託」「一次面接日時」をお受けいたします。

②第一次個人面談を実施 ZOOM会議システムを活用

↓☺️日本の社団事務所又はご依頼企業さま事務所とベトナム社団事務所間をWEB&ZOOMを使って応募者と直接に画像&会話面接して頂きます。

③第一次面接、人選時、人材採用業務契約・締結を行います。

↓ **業務費お振込後**、人材招聘申請に必要な書類の準備に着手します。

④第二次 ベトナム訪問日時を決定し、現地面接(日本社団ベトナム事務所へ) 応募者と直接面接し、内定者と雇用内定契約締結を行います。

↓ 応募者の日本VISA申請書類作成に着手(約30日間に海技団が受領確認)

⑤日本社団ベトナム事務所にて 申請書類確認

1) 転勤元ベトナム会社と日本会社の契約書

↓ 2) 転勤の「VISA申請理由書」

↓ 3) 転勤申請に必要な書類

↓ 4) 転勤VISA申請書作成(入管指定書式)

⑥日本企業申請必要書類 一式確認

↓ 日本各地の就労先地方への入管へ申請書提出(第一次面接後、約45日後程)  
(入管審査期間**45日~90日程**)

⑦審査結果 受領

↓ 入管より受領したVISAを応募者(海技団事務所)へEMS送付(約7日程)

↓ VISA取得者が日本渡航する為のVISA申請を在ベトナム日本大使館、

↓ 領事館へ提出(審査期間は約12日間)

⑧出国日時確定時に採用企業様より来日航空チケットをE-mailにて送付

↓ 航空チケット費用Viet-jet概算¥70,000程度(荷物重量40Kg予約)

↓ (来日季節により変動あります:¥60,000~80,000程度)

⑨ご採用者の日本到着を空港へ海技団が迎えに行きます。(ご同行可)

↓ 入国後、居住地の区役所にて住民票登録手続き→住居に入居→翌朝食材確保

⑩初出社: 銀行口座開設及び貴社内諸手続きを行います。

### 海技団スキーム基盤の他者に無い「特徴」

1. 人材育成と採用に特化した社団企業内転勤スキームを開発と運用しています。

2. 日本語N3以上・業種ごとの即戦力者を技・人・国職務者にスキルアップしています。

3. ベトナムの関連会社に各、業種ごとの企業内に【産業技術育成室】を開発運営しています。

※短大卒・専門学卒・実習終了者らを日本企業の中堅社員に即戦力者に育成しています。

日本の各企業が業種、職種に適應する「技術育成室の投資」をされ、企業内転勤VISAを以て日本の中堅社員の責務を与えています。

※日本国内に来ての職務および仕事の内容は添付の通りです。

社団 Q&A

<https://www.youtube.com/watch?v=MIWCygZi7ts>

コミュニティーを活かしてどなたも活動すれば 結果にお金は自然と付いて来るモデルです。



## 7. スキームの展開先（業界・地域）の明確化

- 製造・観光・建設などの業界特化、地域展開の視点を展開できます。
- 地方自治体との連携、地域課題（人手不足）との紐付けをして補助金・共創も視野に入ります。

**ご採用先様とスタッフとの協議で態勢を充実して行きたい所です。**

補助金・共創も私が主導する時代は済んでいますので若い人が主導的に行って戴き、私はスキーム運用で底支えさせて戴きたく志望していますのでご支援を戴きたく願っています。クラウドファンディングを想像した事等もこの様な若い方への想いがあります。

## 8. リスク対応と相談窓口の設置

- ✓相談窓口（オンライン可）を案内するだけでも、企業の信頼獲得に寄与します。
- いま、想定しているのはスタッフの方々をオンライン相談窓口としてビジネス履歴も管理できる体制を想定しています。